

# 「上州地鶏指定店」認定要領

令和2年3月23日制定  
令和4年11月29日最終改定

## 第1条 趣旨

この要領は、群馬県が育成した「上州地鶏」の販売促進及び消費拡大活動により、「上州地鶏」の知名度を高めることで、本県の農業振興や魅力度の向上を図ることを目的として、上州地鶏肉及びその加工品を取り扱う店舗等を「上州地鶏指定店」（以下、「指定店」という。）として認定することに関し、必要な事項を定める。

## 第2条 定義

「上州地鶏」とは、群馬県畜産試験場が育種改良し、軍鶏（雄）と交雑種（雌：レッドコーニッシュ×ホワイトプリマスロック）を交配した雛を、群馬県地鶏生産普及促進協議会（以下、「協議会」という。）の会員が飼育し、群馬県食鶏処理加工協同組合の食鳥処理場で処理されたものをいう。

## 第3条 指定店の認定要件

指定店の認定要件は別表のとおりとする。

## 第4条 指定店の遵守事項

- （1）「上州地鶏」以外の鶏肉及びその加工品を「上州地鶏」と表示して販売しないこと
- （2）「上州地鶏」と明記して販売し、「上州地鶏」以外の鶏肉及び加工品を販売している場合は、明確に区別すること
- （3）他の鶏肉を「上州地鶏」と誤解を招くような表現で販売しないこと
- （4）「上州地鶏」の信用を傷つけるような行為をしないこと

## 第5条 認定申請

指定店の認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、「上州地鶏指定店認定申請書」（様式1）を添付書類とともに、協議会の会長に提出するものとする。

## 第6条 認定

- 1 会長は、申請書を受理した場合は、第3条の認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。
- 2 審査の結果は、申請者に対し「上州地鶏指定店認定通知書」により通知する。
- 3 認定期間は原則として一年間とする。
- 4 認定期間終了後も継続して指定店の認定を受けようとする場合は、会長が指定する日までに「上州地鶏指定店認定申請書」を提出するものとする。ただし、上州地鶏の取扱い及び認定継続の意思が確認できる場合には、申請書の提出は省略できるものとする。

## 第7条 認定証の交付

会長は、前条により認定を受けた者に対し、「上州地鶏指定店認定証」を交付する。ただし、認定期間終了後継続申請をしない場合並びに認定の取消し又は認定の辞退があった場合は、認定証を返却するものとする。

## 第8条 申請内容の変更

指定店は、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「上州地鶏推進店申請内容変更

届」(様式2)を会長に提出するものとする。ただし、事務局で変更内容が確認できる場合には、変更届の提出は省略できるものとする。

#### 第9条 認定の取消

指定店が、第3条の基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等推進店に相応しくない事由が発生したときは、会長は認定を取り消すことができる。

#### 第10条 認定の辞退

指定店が、その認定を辞退するときは「上州地鶏指定店辞退届」(様式3)を会長に提出するものとする。

#### 第11条 認定後の支援策

協議会及び県は、指定店に対して以下の支援策を行うものとする。

- (1) 「上州地鶏」のPR資材の提供、指定店統一販売促進資材の販売
- (2) 指定店のPR
  - ・ホームページやパンフレット等広報関連資料等への掲載
  - ・店舗ピーアール動画コンテンツの作成と配信(県庁32階動画・放送スタジオを活用予定)
- (3) その他

#### 【別表】

区分	1 飲食店等	2 小売店等(消費者向け)	3 小売店等(業者向け)
共通事項	1. この要領に定める趣旨に賛同し、積極的に上州地鶏を活用し、PRする意思があること 2. 協議会または県等が実施する上州地鶏のPR事業に協力できること 3. 協議会及び県が作成するホームページや広報関連資料に「上州地鶏指定店」として紹介されることに承諾すること 4. 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守していること 5. PRとして可能な限り、消費者から見える位置に、常時認定証を掲示すること		
業態	居酒屋、レストラン、宿泊施設等	スーパーマーケット、農産物直売所等	精肉店、食肉加工品製造業者等
要件	1. 常時メニュー提供 年間を通じて常時1メニュー以上の上州地鶏肉を使用した料理等を提供すること 2. 表示販売 メニュー名に「上州地鶏」を明示すること ただし、「上州地鶏」以外の表記をする場合には、協議会の議決を必要とすること	1. 常時販売 年間を通じて、常時1商品以上の上州地鶏肉または上州地鶏肉を使用した加工品を販売すること 2. 表示販売 店頭ポップ等に「上州地鶏」肉であること又はそれらを用いた加工品であることを明示すること 3. 販売相手 消費者向けに販売していること	1. 常時販売 年間を通じて、常時1商品以上の上州地鶏肉または上州地鶏肉を使用した加工品を販売すること 2. 表示販売 店頭ポップ等に「上州地鶏」肉であること又はそれらを用いた加工品であることを明示すること 3. 販売相手 業者向けに販売していること

(注) 上州地鶏商標登録マークを使用する場合は、別途「上州地鶏商標登録マーク使用管理要領」に基づく申請が必要